

答申第 768 号

情公第 2346 号

令和 5 年 1 月 18 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書非公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 8 月 17 日付けで諮問されたハードディスクに関する文書非公開の
件（諮問第 860 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、「今回リース会社に返却された神奈川県の行政文書が保存されたHDの行政文書で共通番号（マイナンバー）が記された文書の有無と、有れば行政文書名」とする請求について、神奈川県情報公開条例第32条の規定に基づき公開を拒んだことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和元年12月11日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「今回リース会社に返却された神奈川県の行政文書が保存されたHDの行政文書で共通番号（マイナンバー）が記された文書の有無と、有れば行政文書名」について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、同月25日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行ったうえで、令和2年2月3日付けで、ハードディスクは、警視庁に提出し、刑事訴訟法第221条の規定に基づき領置されたことから、条例第32条に定める「押収物」に該当することを理由として、条例第32条の規定に基づき公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、同年4月1日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、その取消しを行い、請求した文書全ての公開を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書、口頭意見陳述聴取結果記録書及び意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 文書の特定について

ア 「今回リース会社に返却された神奈川県の行政文書が保存されたHDの行政文書で共通番号（マイナンバー）が記された文書の有無と、有れば行政文書名」を公開請求したところ、実施機関は、ハードディスクは、

警視庁に提出し、刑事訴訟法第221条の規定に基づき領置されたことから、条例第32条に定める「押収物」に該当することを理由に公開拒否の決定をした。

行政文書公開請求書における請求内容の記載から明らかなように、審査請求人が請求したのはハードディスクそのものではなく、ハードディスクに記録された行政文書の中に、マイナンバーが記載された文書があるのか、あるとすればその行政文書名は何か分かる行政文書である。条例第32条の規定は、押収物について条例を適用しないという趣旨であるところ、このような行政文書が押収されているはずはないから、公開拒否の理由は明らかに失当である。

よって、実施機関は、請求の対象となる文書を特定し、それについて改めて決定し、公開すべきである。

イ そもそも審査請求人は、ハードディスクにマイナンバーが記された文書が含まれていたかどうかを知りたかったのである。実施機関は、①バックアップデータの中にマイナンバー取扱業務が含まれていたのかどうかは分かるはずだからこの点を明らかにし、②それが今回の転売されたハードディスクに含まれていた可能性があるのかどうかを明らかにすべきである。どのハードディスクにどのようなマイナンバー付き情報が存在したかはその先のことであり、個々のハードディスクにどんな情報が入っていたか分からないとして①②が分かるような仕組みを説明しないのは、弁明として不十分である。

(2) 条例第32条の適用について

ア 仮にハードディスクが請求対象文書であったとして、領置されたものが「押収物」に含まれるというのは「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」（以下「解釈及び運用の基準」という。）に基づく解釈であり、条例そのものから当然に導かれるものではない。刑事訴訟法第222条の規定により準用される第123条の規定に基づき、領置物は仮返付を受けることが可能であり、これにより公開請求の対象とすることができるというべきである。

イ 実施機関からは、ハードディスクを押収物として警視庁に領置された

ことを理由に情報公開を拒む旨の回答があったが、領置物は仮返還を受けなければ公開できるのではないか。加えて、容疑者の刑が確定すれば、領置物は返還され、時限性公開も可能になるものと考えられる。

(3) その他

- ア 実施機関は、どのハードディスクに何が入っているかはハードディスクの内容を見なければ分からないと説明している。どのハードディスクにどのようなデータが含まれているかが全く分からないままに管理しているというのはあまりに無責任である。ハードディスクは、付されている固有の製品番号により管理されているはずで、その番号ごとに特定されるハードディスクごとにどのようなデータが含まれているか、実施機関は当然把握すべきである。これは特定新聞記事にも書かれていることである。いちいちハードディスクの中を開いて見なくとも分かるように、データの安全管理のためには各ハードディスクに含まれるデータの内容が分かる文書が存在しなければおかしいのではないか。
- イ 実施機関はハードディスクを警視庁へ提出したため、その中身は不明であると主張している。この点、神奈川県が行政文書公開請求を受け付けてから警視庁へハードディスクを証拠物として提出するまでの間に12日もあったので、この期間にその中身を確認できたはずである。
- ウ 業務継続のため、機器更新の際には一般的にデータの引継ぎをするものであり、これは県においても同様のはずである。よって、該当するハードディスクがなくとも、複製したものの内容について、処分庁は知る立場にある。
- エ 特定新聞記事において、ハードディスクを落札した者（以下「本件落札者」という。）と特定新聞記者が実施機関の担当者にハードディスクの一部を見せており、県の複数の部局の文書が確認されたと記載されている。以上を踏まえると、実施機関の担当者はどのような文書がハードディスクの中に存在していたのかを知り得る立場にあって、マイナンバーを含む文書があったかどうか確認できたと考えられる。
- オ 県側の書面や審査庁における口頭意見陳述の際の質疑を通じて、実施機関は、どのハードディスクにどんなデータが入っているかは分からな

いとか、現在ハードディスクは初期化されているので復元しなければ内容は分からず、復元するつもりはないと主張している。

県はマイナンバーの漏洩に係る事実の有無自体を明確にせず済ませようとしており、このような消極的な姿勢自体、マイナンバーの適切な管理を怠り、マイナンバー漏洩への県民の不安に対する説明義務を怠るものであって、納得できない。

カ 特定新聞記事によれば、総務省と県の会合において、総務省がマイナンバーを含む情報が流出したことを認定しており、どのような文書が流出したのかを両者は知っていると考えられる。また、提言でも総務省は「情報流出」と明記しており、有識者も情報流出に当たるとしている。この点について、審査庁における口頭意見陳述で、実施機関は、マイナンバーが流出したと総務省から公式にアナウンスされた事実はないと説明している。更に、知事が会見において情報流出に該当しないと述べたことについて、実施機関は、総務省の見解では情報流出に該当するということが当該記事には記載されているが、マイナンバーが流出したということではないとの認識であると回答している。

実施機関の見解は、情報流出について、転売先から更に流出したことが確認された場合に限定しており、今回の事案については情報流出を否定するという、総務省等の見解とも異なる恣意的な考え方を取っている。しかも、マイナンバーを含む文書があった可能性はゼロと切り切れないと実施機関が説明するなど、ハードディスクにマイナンバー情報が含まれる可能性は否定できないにもかかわらず、確認できていないことを理由にマイナンバーの流出を否定するという不当な応答をするものである。高度の安全管理を求められるマイナンバーがハードディスクに含まれていたかどうかを曖昧なままにすることなく、ハードディスクの返還を受けたうえで復元し、マイナンバーを含む情報が存在するかについて公開すべきである。

4 実施機関（担当：総務局 ICT推進部情報システム課 現・同局デジタル戦略本部室）の説明要旨

(1) 文書の特定について

ア 県がリース会社に返却したハードディスクは、県の主要な部局がファイル共用に使用していたファイルサーバのバックアップサーバに格納されていたデータ記憶用の部品である。

バックアップサーバは、各部局が作成した行政文書ファイルを分割したうえで、複数のハードディスクに分散・分割保存する仕組みとなっている。どのハードディスクにどのデータを保存したかという情報は、当該サーバのシステムが管理しているため、各ハードディスクへの分散・分割保存の状況やその結果を人が管理ないしは可視化できる仕組みではなく、ハードディスクに記録された行政文書の中に、マイナンバーが記載された文書があるのか、あるとすればその行政文書名は何か分かる行政文書は、ハードディスクの外部には存在しない。

なお、ハードディスクについては、リース会社を含む外部業者へ返却する前に工場出荷時の状態に初期化しているため、システムが管理していた情報も削除されている。

また、ハードディスクがサーバとして動作しているうちはファイルを利用することができるが、ハードディスク単体として取り出した後は、どこに何のデータがあったか分からない状態である。

したがって、どのハードディスクにどのデータが保存されているかを確認することはできない。

イ 仮にハードディスクの中にマイナンバーが記載された文書があったかどうかを知り得るとするならば、請求内容について公開できる行政文書は、盗難・転売された18本のハードディスクのうち購入者から県が回収し保管していた9本のみになる。

(2) 条例第32条の適用について

前記(1)イにいうハードディスク9本については、本件請求を受けた時点では県で保管していた。しかし、これらのハードディスクは、令和元年12月23日に、窃盗事件に関する証拠物であるとして、警視庁から提出するように要請を受けたため、同庁に任意提出を行い、刑事訴訟法の規定に基づく領置がなされたものである。

ハードディスクに記録された行政文書の中に、マイナンバーが記載された文書があるのか、あるとすればその行政文書名は何か分かる行政文書がハードディスクの外部に存在しないのは先述のとおりで、本件請求に対し公開できる文書は、ハードディスクに記録されていた文書ということになる。そしてこれらは窃盗事件の証拠物として警視庁に任意提出を行って刑事訴訟法の規定に基づく領置がなされており、これに対し県は押収品目録交付書を受領している。

請求の対象となっているハードディスクは、行政文書公開拒否決定通知の時点及び弁明書の時点において、全て領置されているものであり、条例第32条では、「刑事訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は適用しない」と定めた上、かつ、「解釈及び運用の基準」によると、同条の「押収物」には、領置されたものを含むとされている。

よって、押収物であるハードディスクは、条例第32条の規定により条例の規定は適用されないため、公開の対象とはならないことから公開拒否決定処分を行った。

(3) その他

ア ハードディスクは県以外の第三者の手に渡っていて、そこでどのような操作がなされ、中身がどうなっているかが分からず、県以外のデータが含まれている可能性も否定できない。また、復元されたデータが県のものであることの証明ができないから、県はデータの復元を行わないこととしている。

イ 仮にデータ復元ソフトによりデータを復元できたとしても、復元したデータは文字化け等が発生し、オリジナルと同じものにはならない。

ウ ハードディスク1本には約150万ファイルが格納されており、仮に計9本のハードディスクを復元するとしたら、中身の解析に約10年を要するとの試算結果もある。これに加え、領置がなされる前から、押収予定物には手を加えないよう警視庁から指示を受けていたため、中身の確認等は一切していない。

エ サーバの仕組みからして、盗難されたハードディスクにマイナンバーを含む文書があったかどうかは不明である。所属の業務でマイナンバー

を取り扱っていて、所属サーバに保存する必要性があった場合、盗難されたハードディスクにマイナンバーが含まれていた可能性はゼロと切り切れない。

オ 審査請求人が指摘する特定新聞記事について、総務省が自治体向けに定めたガイドラインにおいて、マイナンバー等の特定個人情報を含むハードディスクについては物理破壊を必ず行うよう定めているが、県において対応がとれていなかったことについて総務省から指摘があったという認識であり、マイナンバーが含まれていたと明記されていたわけではない。

5 審査会の判断理由

(1) 条例第32条の適用について

実施機関は本件処分において、ハードディスクは警視庁に提出し、刑事訴訟法第221条の規定に基づき領置されたことから、条例第32条に定める「押収物」に該当することを理由に公開を拒んだため、以下、その妥当性について検討する。

まず、刑事訴訟法第221条の規定に基づき任意に提出された物を捜査機関が領置することは、物を取得する処分のひとつであり、刑事訴訟法上の押収に当たる。

また、同法第53条第1項の規定は、被告事件の終結後に訴訟記録の閲覧を何人にも認めている。同法第53条の2第1項の規定は、訴訟に関する書類及び押収物について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）等を適用しないこととしているが、これは、同法第53条や刑事確定訴訟記録法の規定により設けられる別制度において訴訟記録の閲覧が保障されていることを受けてのものである。そして、情報公開法と条例は同趣旨であって、閲覧等の取扱いについて差異を生じさせるのが適当ではないことから、条例は第32条に、訴訟に関する書類及び押収物について、条例の規定を適用しないとする旨の規定を設けている。

以上から、捜査機関に領置されたものは「押収物」として、条例第32

条の規定に基づいて、条例の規定は適用されず、刑事訴訟法第53条や刑事確定訴訟記録法の規定に基づき、訴訟記録の閲覧として別に対応がなされることになる。

本件において、実施機関は前記4(1)イのとおり説明するところ、これは、本件請求に対し公開できる行政文書は、盗難、転売された18本のハードディスクのうち、購入者から県が回収し保管していた9本のみであったという趣旨であると解される。そこで、当審査会が確認したところ、請求対象となったハードディスク9本については警視庁から押収品目録交付書が交付されており、その後、警視庁により刑事訴訟法の規定に基づき領置されていることから、対象文書であるハードディスク9本は同条にいう「押収物」とであると認められる。

なお、行政文書公開請求がなされた後、諾否決定がなされるより前に実施機関は警視庁へハードディスクを提出しているが、この点、審査請求の違法又は不当に係る判断の基準時は諾否決定時点であり、審査会は原処分時点における判断の妥当性を検討すべきものである。

本件について見ると、諾否決定の時点では、県はハードディスク9本を保管していなかったものであり、実施機関がハードディスク9本を請求対象文書として特定したうえで、これらが押収物であることを理由に、条例第32条の規定に基づき公開を拒んだことは妥当である。

(2) ハードディスクに保存されていた行政文書名が分かる文書について

審査請求人は、審査請求書等で、審査請求人が公開請求したのはハードディスクそのものではなく、ハードディスクに記録された行政文書の中に、マイナンバーが記載された文書があるのか、あるとすればその行政文書名は何か分かる行政文書であると主張しているため、以下で検討する。

実施機関によれば、どのハードディスクに何の文書のデータを保存したかという情報は、当該サーバのシステムが管理しており、保存されている文書データを一覧等の別の行政文書に取りまとめる仕組みではなく、ハードディスクの外部にこのような文書は存在しない。また、ハードディスクについては、リース会社を含む外部業者へ返却する前に工場出荷時の状態に初期化しており、システムが管理していた情報も既に削除されていると

のことである。

実施機関は、上記のような取扱いはサーバ内部におけるハードディスクへのデータの保存の方法として一般的なものであると主張するが、審査会が確認したところ、当該ハードディスクのデータ分散に係る仕様として、システムが自動的にデータを断片化し、任意のハードディスクに対してランダムに分散配置を行うため、特定のハードディスク内に断片化されたファイルからは判読可能な状態に復元できないものであることが明らかとなった。県としてどのハードディスクに何のファイルが格納されているかが分かる状況になく、文書の一覧データは作成も取得もしていないことに鑑みれば、ハードディスクに記録されていた文書以外に文書は存在しないとする実施機関の上記主張を覆すに足る事実は認められない。実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、仮に公開請求の対象が、ハードディスクに保存されていた行政文書名が記載された一覧や目録のようなものだったとしても、公開を拒んだことは結論として妥当である。

(3) その他

審査請求人は、前記3(3)に記載した各項目についても主張しているので、以下、検討する。

「附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）」の別表は、当審査会の所掌事項を「神奈川県情報公開条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは同条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は同条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。」としていて、神奈川県情報公開審査会規則第2条にも同様の規定が設けられている。これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の非公開事由該当性（条例第5条各号）、公開請求の対象となった文書の行政文書該当性（条例第3条第1項）やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の主張は、実施機関における行政文書やマイナンバーの管理に関する事項に留まるものであり、当審査会は、審査請求人のこれらの主張について調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年8月17日 (収受)	○ 諮問
8月28日	○ 諮問実施機関から条例第19条第3項の規定に基づく資料の提出
9月28日	○ 審査請求人から条例第20条第3項の規定に基づく意見書の提出
令和4年9月27日 (第226回部会)	○ 審議
10月11日 (第227回部会)	○ 審議
11月17日 (第228回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和5年1月18日現在）（五十音順）